

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました

昨年、12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が公布・施行されました。

この法律では、現在もなお部落差別が存在すること、また、日本国憲法にのっとり部落差別は許されないものであると明記するとともに、国及び地方公共団体に対して、部落差別の解消に関する施策の推進を求めています。

これまで平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育啓発推進法）が、同和問題の解決のための基盤となる法的根拠になっておりました。

しかし、住民票・戸籍の不正取得やインターネット上での差別的な書き込み、同和地区の問い合わせ、差別落書きなど、いまだに差別事象が後を絶ちません。このような中、市人権啓発活動推進本部ではこの法律の趣旨をふまえ、同和問題の解決に向けて、県や他市町村と連携しながら、引き続き積極的に取り組みを進めてまいります。

私たち一人ひとりが力を合わせて、差別や偏見のない誰もが尊重される共生のまちを築きましょう。

部落差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。